

八王子市甲の原体育館の管理に関する基本協定書

八王子市教育委員会（以下「甲」という。）とシンコースポーツ・ジョンソンコントロールズ共同事業体（以下「乙」という。）とは、次のとおり、甲の原体育館（以下「本体育館」という。）の管理について八王子市体育館条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第16条の規定により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条第3項及び八王子市体育館条例（昭和49年八王子市条例第59号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき指定管理者として指定された乙と甲が相互に協力し、本体育館を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性の理念の尊重）

第2条 乙は、本体育館の設置目的及び管理運営方針に基づき公の施設としての公共性、公平性を尊重し、本体育館の管理運営を行うものとする。

（管理責任者）

第3条 乙は、あらかじめ管理責任者を選任し、甲に届け出なければならない。

2 乙は、管理責任者を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（管理対象）

第4条 管理業務の対象となる物件は、甲の原体育館の施設並びにそれに付帯する設備及び物品とする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって対象となる施設を管理しなければならない。

（協定期間等）

第5条 本協定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（年度協定）

第6条 本協定の定めるもののほか、各事業年度における必要な事項については、別に年度

協定を締結する。

(指定管理料)

第7条 甲は、本体育館の管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）を、乙に対して支払う。

2 甲が乙に対して支払う協定期間中の初年度及び次年度以降の債務負担行為に係る指定管理料の総額は、301,120,258円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額14,339,059円）を上限とし、各年度の指定管理料は、別途年度協定で定めるものとする。

(年度事業計画書)

第8条 乙は、本業務の実施にあたっては、条例第16条の規定により甲に提出した事業計画書に基づき年度事業計画書を作成し、事業年度開始前に甲に提出しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 人員配置計画
- (3) 収支計画
- (4) その他甲が必要と認める計画（事業継続計画（BCP））など

2 乙は、事業計画書及び年度事業計画書を変更しようとするときは、甲と協議し、その承認を受けなければならない。

(法令等の遵守)

第9条 乙は、本業務の実施にあたっては、条例、規則及び関係法令の定めに従うほか、本協定、年度協定、本業務の指定管理者候補者の選定に関し平成24年9月15日に公表され、平成24年10月17日に変更された募集要項並びに募集要項の添付資料及び付属資料並びに募集説明会で配付した資料（以下「募集要項等」という。）、管理の基準、業務の範囲、乙が本業務に係る選定手続において甲に提出した申請書等、甲からの質問に対する回答書その他乙が基本協定締結までに提出した一切の書類（以下「申請書等」という。）、事業計画書及び年度事業計画書並びに甲が必要に応じて指示する事項を遵守しなければならない。

(本協定以外の規定の適用関係)

第10条 本協定、年度協定、募集要項等、管理の基準、業務の範囲、申請書等、事業計画書及び年度事業計画書の規定の間に矛盾もしくは齟齬がある場合、本協定、年度協定、募集要項等、管理の基準、業務の範囲、申請書等、事業計画書、年度事業計画書の順に、その解釈が優先するものとする。

- 2 第1項の規定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙、別途協議して定めるものとする。

(管理業務の範囲)

第11条 本体育館の管理業務（以下「本業務」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条例第20条第1号の規定による施設運営のために必要な事業に関する事。
- (2) 条例第20条第3号の規定による施設の利用承認等に関する事。
- (3) 前各号に付随する次に掲げる業務
 - ア. 施設、付帯設備及び備品（以下これらを「施設等」という。）の保守及び維持管理並びに施設等の修繕に関する事。ただし、甲が加入する建物損害保険が適用となる修繕、及び1件当たりの金額が60万円を超える備品の修繕、並びに1件当たりの金額が130万円を超える施設の修繕を除く。
 - イ. 公共料金の支払いに関する事。
 - ウ. 本体育館の維持・管理のため、一般的に必要な業務
- (4) 情報の収集・提供に関する事。
- (5) 前各に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

(事業報告等)

第12条 乙は、毎月の業務終了後、速やかに当該月分の業務完了報告書を、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、自治法第244条の2第7項の規定による事業報告書を、事業年度終了後60日以内に甲に提出しなければならない。
- 3 前項の事業報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 年間（月別の内訳を含む）の活動状況
 - (2) 年間（月別の内訳を含む）の施設ごとの利用者数
 - (3) 施設ごとの年間（月別の内訳を含む）の利用料金収入
 - (4) 本業務に係る経費等の収支状況
 - (5) 情報公開及び個人情報保護対策の状況
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
- 4 乙は、本業務を執行中に事件又は事故が発生したときは、直ちに甲に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。
- 5 乙は、甲が自治法第244条の2第11項の規定に基づいて乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはそれに関連する事項に

ついて、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

(関係書類の保存)

第13条 乙は、本業務に関する文書等をその文書等が完結した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して原則として5年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲から特別に指示ある場合は、乙は、その指示に従って文書等の保管をしなければならない。

3 乙は、協定期間の終了又は指定の取り消しを受けた後60日以内に、甲の指示した文書等を引き渡すものとする。

(帳簿類等の提出要求)

第14条 甲は、監査委員等が甲の事務を監査するために必要があると認める場合には、乙に対して帳簿書類その他の記録の提出及び当該監査への関係者の出席を求めることができる。

(本業務の実施に係る会計処理)

第15条 乙は、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務に係る固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(本業務に係る財源)

第16条 本業務に係る経費に充当する財源は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第7条第2項、規則第5条第2項の規定に基づく利用料金
- (2) 年度協定に基づき、甲が支払う管理業務に係る経費
- (3) 前号の管理業務に係る経費を保管中に生じた利子収入
- (4) 甲が承認した自主事業・共催事業に関する収入

(施設修繕費の取扱)

第17条 乙は、施設の修繕にあたって、公平性、透明性を確保するとともに、適切かつ効率的な執行を図らなければならない。また、関係諸帳簿を整理・保管し、明瞭な経理に努めること。

2 協定金のうち修繕費については、年度末に精算する。この場合、執行額が協定金(修繕費分)を下回る場合は、乙はその残額を甲に返還するものとし、上回る場合は、甲は協定金の追加はしないものとする。

3 乙は、修繕費の執行報告書を事業年度終了後、速やかに甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金)

第18条 乙は、本体育館の利用者が納付する利用料金を乙の収入とする。

- 2 利用料金は、乙が、条例第7条第2項に規定する利用料金の上限の範囲において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。
- 3 乙による「回数券」の発行に際しては、甲の承諾を得るものとする。
- 4 八王子市東浅川保健福祉センター又は八王子市北野余熱利用センター（以下「東浅川保健福祉センター等」という。）が発行した室内プール回数券により本体育館の室内プールを利用した場合、及び乙が発行した室内プール回数券が発行した東浅川保健福祉センター等の室内プールを利用した場合の利用料金の取扱いについては、別に定める。

(第三者による実施)

第19条 乙は、本業務を自ら行うものとし、第三者に一括して本業務を委託してはならない。

ただし、次に掲げる業務については、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

- (1) 施設及び付帯設備の清掃
 - (2) 付帯設備の保守点検
 - (3) 消防設備、電気設備等の保守点検
 - (4) 施設の警備
 - (5) 管理業務を実施する上で発生する廃棄物の処理
 - (6) 従業員の健康管理業務
 - (7) その他専門性を要する業務または教育委員会が必要と認める業務
- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が実施させる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、乙が負担するものとする。
 - 3 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、東京都暴力団排除条例及び八王子市暴力団排除条例を遵守し、適切な措置を行うものとする。
 - 4 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、八王子市内の企業、業者を優先して発注することに配慮するものとする。

(要望及び苦情に対する対応)

第20条 乙は、利用者等からの要望及び苦情に対応する体制を整え、誠意をもって対処しなければならない。また、要望及び苦情は、内容・対応結果を整理し、甲に報告しなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第21条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(調査・指示等)

第22条 甲は、乙の管理業務の実施状況について、随時に調査し、必要な報告又は資料等の提出を求め、管理業務に関して指示を与えることができるものとする。

2 乙は、前項の調査、報告及び資料等の提出を拒むことができない。

(業務の改善指導)

第23条 前条による確認の結果、乙による本業務の実施が、本協定等で甲が示した条件を満たしていない場合には、甲は乙に対して業務の改善を指導するものとする。

2 乙は、前項に定める改善指導を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(モニタリング)

第24条 乙は、当該施設に関して甲が実施するモニタリングにおいて、『八王子市指定管理者制度モニタリングガイドライン』に従うこととする。

2 甲は、モニタリングの結果を公表する。

3 甲は、モニタリングの結果に基づき、事業計画書等の見直しについて、乙に協議を申し出ることができるものとする。

(甲による指定の取り消し等)

第25条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙がこの協定に違反したとき

(2) 乙が自治法第244条の2第10項の規定による甲の指示に従わなかったとき

(3) 乙が管理業務を継続することが不相当であると甲が認めたとき

(4) 乙がこの協定を履行することができないと甲が認めたとき

(5) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき

(6) 乙及び乙の構成団体又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかになったとき

2 乙は、前項の規定により指定が取り消されたときは、速やかに施設等を甲に明け渡し、又は返還しなければならない。

- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(備品の帰属及び管理等)

第26条 備品の帰属については、以下のとおりとする。

- (1) 甲が乙に無償で貸与した備品は甲に帰属するものとする。
- (2) 第16条に定める財源で購入した備品は甲に帰属するものとする。
- (3) 乙が甲に対して寄付した備品は甲に帰属するものとする。
- (4) 乙の独自の財源で購入した備品は乙に帰属するものとする。
- (5) 乙に対して寄付された備品は乙に帰属するものとする。

2 乙は、第1項に定める備品のうち、甲に帰属するものについては、直ちに書面により甲へ報告し、台帳を整備して適正に管理するものとする。

3 乙は、甲が支払う対価によって乙が購入した備品については、原則として、本業務実施のために供するものとする。

4 乙は、甲に帰属する備品について、亡失、重大な損傷その他事故があったときは、すみやかに甲へ報告しなければならない。

5 第1項(4)(5)により乙が取得した備品を、甲と乙の協議に基づき指定期間終了後に施設に置いていく場合は、甲への寄付として扱う。その寄付については表彰の対象としない。

(施設の安全対策)

第27条 乙は、本施設、設備及び物品の保全に関する業務、防災業務の遂行に万全を図らなければならない。

2 乙は、本業務の執行中に利用者の安全確保に支障となる事項があると認めた場合には、直ちに甲へ報告し、協議を行うとともに、適切な対策を講じなければならない。

(損害賠償等)

第28条 乙は、本業務の実施について、自己の責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、自己の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 損害賠償額は甲と乙が協議の上定める。

(保険)

第29条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

- (1) 建物損害保険
 - (2) 甲が所有する施設の瑕疵に起因する事故等の賠償保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。
- (1) 乙が行う業務遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償(・補償)保険

(業務の引継ぎ等)

- 第30条 乙は、第5条に定める協定期間が終了したとき、並びに自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、体育館の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを最大限の努力をもって行うものとする。
- 2 引継ぎ方法、日時等については甲乙協議のうえ決定する。

(施設の原状復帰等)

- 第31条 乙は、第5条に定める協定期間が終了したとき、並びに自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、自己の負担において、指定開始日を基準として体育館を原状に復さなければならない。ただし、甲が当該施設等を原状に復させることが適当でないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 乙は、施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(地域との連携及び協働等)

- 第32条 乙は、本業務の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めなければならない。

(環境対策)

- 第33条 乙は、本業務の実施にあたり、省エネルギー、省資源、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達において『八王子市環境マネジメントシステム(L A S - E)』及び『環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン』に従って取り組むものとする。
- 2 本協定の履行にあたってディーゼル車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、乙は、甲から適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、甲に速やかに提示又は提出すること。

(緊急時の対応)

第34条 協定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

(災害応急活動等)

第35条 乙は、災害時において、甲が「八王子市地域防災計画」に基づき行う次に掲げる災害応急活動等に、資器材の提供を含めて協力するものとする。

- (1) 甲が行う救助・救急活動の実施、協力に関すること
- (2) 利用者の避難誘導等安全確保に関すること
- (3) 災害時要援護者に対する支援に関すること
- (4) 当該施設に避難した住民等の擁護救援に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が協力要請をした事項

2 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

乙は、協議業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(防犯カメラの運用)

第36条 乙は、本体育館に設置されている防犯カメラについて、今後設置するものを含み、その管理及び運用については、『八王子市が設置又は管理する防犯カメラの運用に関する要綱』に基づき適切に行うものとする。

(個人情報保護)

第37条 乙は、本協定による管理運営業務を実施するために個人情報を取扱う場合は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）及びその他の関係法規を遵守するものとする。

(1) 秘密等の保持

乙は、本協定の履行に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

(2) 第三者への委託の禁止又は制限

乙は、個人情報を取扱う事務の処理は自ら行うものとする。ただし、第20条第1項により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(3) 目的以外の利用等の禁止

乙は、本協定による事務を処理するため甲から渡された、または自ら知り得た

個人情報をも本協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 複写又は複製の禁止

乙は、本協定による事務を処理するため甲から渡された個人情報を甲の承諾なく複写又は複製してはならない。

(5) 返還義務

乙は、本協定による事務を処理するため甲から渡された、または自ら知り得た個人情報を本業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(6) 事故報告義務

乙は、本協定による事務を処理するため甲から渡された、または自ら知り得た個人情報の内容を漏えい、き損又は滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 前項の規定に基づき、乙は、個人情報保護の規定の整備に努めなければならない。

3 個人情報の保護については、協定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても遵守するものとする。

(情報公開)

第38条 乙は、本業務を行うにあたって、前条に規定する個人情報に関するものを除き、保有する情報の公開を図らなければならない。

(情報提供)

第39条 協定書、モニタリングの実施結果、指定管理者の選考における事業提案及び評価結果の概要等について、甲は原則として広く情報提供を行う。(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非公開とするものを除く。)

2 指定管理者選考及び指定管理業務に関して乙から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、甲は条例に定める非公開情報を除き公開する。

(秘密の保持)

第40条 乙は、この業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(信義誠実の原則)

第41条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等についての協議)

第42条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときまたは本協定に特別の定め

ない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 4月 1日

甲

所在地 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

名称 八王子市

八王子市教育委員会

代表者 教育長 坂倉 仁 印

乙

所在地 東京都台東区台東一丁目27番1号

名称 シンコースポーツ・ジョンソンコントロールズ共同事業体

代表者 代表団体 シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石崎 克己 印